

県域水道一体化 調査特別委員会

令和2年12月15日

葛城市議会

県域水道一体化調査特別委員会

1. 開会及び閉会 令和2年12月15日(火) 午後1時30分 開会
午後4時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	西井 覚
副委員長	内野 悦子
委員	杉本 訓規
〃	梨本 洪珪
〃	吉村 始
〃	奥本 佳史
〃	谷原 一安
〃	川村 優子
〃	増田 順弘
〃	岡本 吉司

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議長 西川 弥三郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古 和彦
副市長	溝尾 彰人
上下水道部長	井邑 陽一
水道課長	福森 伸好
〃 補佐	西川 康光

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永 睦治
書記	和田 善弘
〃	中井 孝明
〃	福原 有美

7. 調査案件

(1) 水道事業に関する事項について

開 会 午後1時30分

西井委員長 ただいまの出席委員は10名で定足数に達しておりますので、これより県域水道一体化調査特別委員会を開会します。

朝から厚生文教常任委員会に続きまして、当委員会を開催するわけでございますが、大変委員の方々お疲れと思っておりますが、どうかよろしく申し上げます。なおまた天候も今年の寒さの一番強烈な寒さがまいてっておりますが、寒さ等にも負けずに慎重審議のご協力をお願いいたしまして、これより開催させてもらいたいと思っております。どうぞよろしくご協力をお願いします。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきを申し上げます。なお傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話などをお持ちの方は必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないように入出口と窓を開放しておりますので、ご了承願います。なお発言される場合は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

また、発言については簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただくようお願いいたします。

それでは、これより調査案件に移ります。

調査案件（1）水道事業に関する事項についてを議題といたします。本件につきましては、前回の委員会以降の状況につきまして、理事者より報告をお願いしたいと思います。

井邑水道部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部長の井邑でございます。どうぞよろしくようお願いいたします。

まず今回の資料でございますが、事前に配付しておるところでございます。しかし、改めて資料のご確認をお願いしたいと思います。

まず、資料1、A4横ホッチキスで留めたものです。資料2、A4横1枚もの。資料3、A4縦ホッチキス留めのもの。資料4、A3で2枚のもの。そして参考資料①といたしまして、A4の横ホッチキス留めのもの。参考資料②、A4横1枚もの。それと追加配付いたしました資料4追加資料A3、1枚ものがございます。以上7件でございますが、不足等はないでしょうか。

この資料1から資料3までは、本年11月26日に開催されました第2回水道サミットで提示されました資料でございます。また、他の資料は委員から要望等がありました資料をご用意いたしております。

それでは、まず、お手元に資料1をご準備ください。第2回水道サミット、県域水道一体化の推進に向けてについてです。この資料2ページから6ページまでは、第1回の水道サミ

ットにおきましての各市町村からの意見、質問につきまして事務局の対応案が示されたものとなっております。

3ページをお開き願います。

I 1. 資産引継ぎの考え方についてです。県域水道一体化の効果を最大限に発揮させるための資産引継ぎの考え方といたしまして、水道資産、施設、資金、負債は全て企業団に引き継ぐとしております。その根拠として下に3点挙げておりまして、まず1番目の四角、老朽化施設の更新には持続的な資金が必要といたしまして、水道事業の経営環境が厳しくなる中、必要な投資を行っていくためには多額の資金が必要となり、そのサイクルは半永久的に継続していく。

2番目の四角では、水道事業で生み出された資産は水道事業で使うといたしまして、水道事業により生まれた収入は水道の資本的支出、老朽施設、管路の更新、耐震化の財源とすべきものであり、各市町村が全ての資産を持ち寄り全体最適化を目指すことで、県域全体として最大限のメリットを享受できることが望ましいとしております。

3つ目の四角、全体最適化により住民サービスの向上を目指すとしていたしまして、市町村間の資産格差の是正等のルールを設定し、水道事業の資産を市町村に留保し、古い施設と債務だけを企業団に持ち込むことは公平性の観点から極めて問題。今後、施設更新等に必要な財源が減少することとなる。全ての資産を持ち寄り、資金を確保しつつ、最適な投資を行うことで現状の更新実績を保障しつつ、料金上昇の抑制が図られるなど住民サービスの向上が実現できるとしております。

一番下、市町村長からの意見、課題への対応では、廃止された浄水場跡地等の活用に関する課題提起に対しまして、各関係団体が所有する資産のうち県域水道ファシリティーマネジメントなどにより既に廃止された、または、企業団設立までに廃止を予定している施設、土地、建物等の取扱いについては、今後、基本協定締結時までに関係団体で協議の上対応方針を定めるものとするとの回答でございました。

4ページに移りまして、I 2. 更新投資の考え方についてでございます。水道事業の大きな課題の1つである施設老朽化への対応として、基本協定締結までに水道料金レベルを踏まえた施設整備計画を策定するとし、3点の前提条件を掲げています。

まず1点目、施設老朽化への対応が必要とし、水道事業の大きな課題の1つに施設老朽化への対応がある。現状の管路更新、平成28年から平成30年平均は奈良県全体で0.51%であり、現状ペースでは全ての管路を更新するのに200年程度かかることになる。また、法定耐用年数40年を経過した管路の割合は奈良県全体で24%であり、現状更新ペースではさらに老朽化の進行が見込まれるとしております。

2つ目といたしまして、更新ペースについての検討経緯につきましては、市町村の資産台帳を基に水道事業におけるアセットマネジメントに基づき、必要投資額を算出すると約390億円/年となる。しかし、現状のマンパワーでは対応しきれない懸念があるため、各市町村において、経営戦略等に基づき現実的な将来投資額を算出、その投資額を集計した結果が約160億円/年の投資額になるとしております。

3つ目でございます。浄水場や送配水施設の施設共同化により老朽化施設の更新財源を捻出につきましては、水需要の減少に伴い料金収入の減少が予想され、結果的に将来的な水道料金の上昇は避けて通れない状況となっている。県域水道一体化では、浄水場や送配水施設の施設共同化により将来的な投資額を抑制することができる。この投資抑制分を料金の上昇抑制と施設の更新費用に活用することにより、施設老朽化への対応を行うとしております。

一番下、市町村長からの意見、課題への対応につきましては、更新投資ペースの再考と更新実績の保証についての課題提起に対しまして、現行のシミュレーションでは、統合から令和30年度までの投資ペースを年間160億円超と想定しており、統合当初から令和30年度までに約20%程度料金上昇が予測される。現行シミュレーションはあくまでも投資額ベースで行っており、今後、各市町村の更新実績を保証するとともに、詳細な資産調査を踏まえて施設の重要度や優先度を考慮し、企業団の料金レベルを踏まえた具体的な施設整備計画を策定した上で決定していくと回答いたしております。

続きまして、5ページをお開き願います。ただいま説明いたしました約160億円超／年の投資ペースと現状維持である約110億円／年の投資ペースでの給水原価と供給単価の比較のグラフになります。一番右側、丸で囲いました部分をごらんください。事業統合によりまして、全体最適化を図ることで投資ペースを160億円超に増やしても、現状維持の投資ペース110億円の単独経営を続けるより料金の上昇を抑制することが可能。具体的には、110億円単独での料金は244円に対し、160億円統合では237円と7円安くなると試算されております。

6ページに移りまして、I 3. 統合後の市町村の役割についてでございます。水道事業を企業団に引き継いだ後の各市町村間の役割の考え方といたしまして、企業団会議、(仮称)運営協議会の設置及び職員の確保が必要としております。

まず、統合後の各市町村との関わりとして、次の4点を挙げております。

1つ目、企業団会議の設置として、企業団が設置する企業団会議は構成団体の議会から選出した議員で構成。

2つ目です。(仮称)運営協議会の設置といたしまして、企業団の運営に際し、予算・決算等重要事項の協議を行うため、構成団体の首長を委員とする運営協議会を設置するとしております。

3つ目、職員の派遣といたしまして、企業団設立後当面の間は、構成団体からの職員派遣による対応とする。各市町村は、企業団設立当初においては、施設整備、維持管理等の業務遂行に必要な人員として、現行職員数の確保に努めるものとする。企業団は最適な人員配置を行うものとし、順次、業務の共通化、効率化を図るものとするとしております。

最後、一般会計の負担といたしまして、統合前に用水供給事業、水道事業に対し一般会計が負担している経費について、関係団体はその負担の趣旨に基づき、統合後もその負担を継続するものとする。ただし将来の企業団の運営状況により、必要のないものは繰り入れないとしております。

一番下、市町村長からの意見、課題への対応では、関係団体が多数であり、(仮称)運営協議会での意見集約が難航するのではないかとの課題提起に対しまして、奈良モデルにおけ

る他分野における事例や他府県での先行事例等を研究した上で、(仮称)運営協議会の制度設計については、今後、関係団体で検討協議していきたいとの回答でございました。

次に、7ページから10ページには、覚書と基本方針についてでございます。

8ページの覚書(案)の概要につきましては、後ほど資料2におきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

また、9ページ、Ⅱ2. 覚書と基本方針の関係についての説明は割愛いたします。

10ページをお開き願います。Ⅱ3. 料金について統合効果が見られない団体への対応についてです。この項目につきましては、前回の本特別委員会におきましてもご説明申し上げているところではございますが、本市にとりまして重要な項目となりますので、再度ご説明いたします。

まず、右上のグラフをごらんください。葛城市、大淀町、一体化のそれぞれのシミュレーションによる供給単価、いわゆる水道料金のことですが、のグラフになります。葛城市は黄色の線で示されておりますが、令和7年度から令和30年度までに5回の料金改定を必要といたしますが、どの時点を取りましても、緑色の線である一体化の料金よりは安いことがうかがえます。

なお、葛城市の供給単価の推計値につきましては、後ほど資料4、財政シミュレーションでもご説明いたします。供給単価に対して統合効果が見られない葛城市、大淀町に対しましては、将来的な料金統一を条件にセグメント会計で対応するとしております。セグメント会計と申しますのは、企業団の経営方針に基づき、企業団会計の中に独立した会計区分を設け、その会計区分の中で独立的に運用することを言います。なお、セグメント会計に関する具体的な対応方針については、基本協定締結までに関係団体で協議の上定めるとしております。

下の囲みの部分、企業団経営のイメージをごらんください。現状は、28市町村の上水道事業と1つの用水供給事業の事業認可となっているものを、令和7年度の企業団開始時から一定の期間の料金統一までは企業団でひとくくりの事業認可としながら、27団体のセグメント①と、葛城市のセグメント②、大淀町のセグメント③と3つのセグメント会計が存在し、個別料金が存在することになります。

次に12ページのⅢスケジュールについてです。本年度令和3年1月に覚書締結、令和3年度以降、任意協議会を設立し、企業団の運営方針を(仮称)奈良県広域水道企業団基本計画として取りまとめます。主要な検討事項といたしましては、組織、職員、業務運営、財政運営、施設整備計画などとなっております。基本協定締結を経まして、法定協議会を設置し、企業団設立手続として、各種法手続、組織体制の構築などを行い、各種システムの構築としては、料金、会計、人事給与、積算、台帳、監視制御等のシステムを構築してまいる予定となっております。その後、令和6年度までに企業団を設立、令和7年度からは企業団事業の開始というスケジュールとなっております。

次に13ページ以降は県域水道一体化の効果についての参考資料となります。簡単にご説明を申し上げたいと思います。

14ページをお願いいたします。①県域水道一体化のメリットについてでございますが、こ

の資料は前回の本特別委員会でご説明申し上げたものと同様の資料でございます。県域水道の一体化のメリットといたしまして、投資最適化により投資額の抑制分を活用することによりまして、水道料金の上昇抑制、老朽化施設の更新の推進が図れるとしております。

次に15ページ、②統合形態についてでございます。統合の形態といたしましては、投資抑制、体制強化の視点から、県域水道一体化の効果を最大限発揮することができる事業統合を選択するとしております。中間部に、事業統合と経営統合の比較が記載されております。事業統合は給水区域を一つにして、統一料金で自己水源の廃止につながるということでございまして、一方、経営統合は、給水区域は現状のまま、給水区域ごとに水道料金を設定、市町村域を越えた施設の合理化には限界が生じると分析しております。

一番下をごらんください。事業統合の難しさとして、水道料金が統一されるため、水道料金が安価な事業者で統合メリットが得られないことがある。2市町、これは先ほど申し上げました葛城市、大淀町のことでございますが、2市町を除きまして水道料金を統一しても、水道料金の上昇抑制効果が発現されている。また、統合メリットの出ていない2市町についても、将来の水道料金統一を条件に統一するまでの間は企業団の経営方針に基づき、企業団会計の中で独立的に運用することも可能とするセグメント会計を可とする記載となっております。また、経営統合や段階的な統合では統合効果が限定的となるため、全関係団体が事業統合することを前提とするとしております。また、浄水場の廃止及び施設共同化に伴う安定供給の確保につきましては、今後継続して検討していくとしております。

16ページに移りまして、③市町村浄水場の集約についてです。この資料も前回の本特別委員会でご説明申し上げました資料ではございますが、市町村浄水場の集約で削減できる更新投資額、赤字の部分でございますが241億円とございます。これが前回の資料では240億円とございました。それと本市に関する部分といたしまして、右上の表をごらんください。浄水場廃止予定時期一覧という表が示されております。その表の一番下、葛城市の3つの浄水場は、令和12年度廃止の予定とされてございます。

17ページでございます。④送配水施設の最適化についてでございます。施設共同化事業で削減できる更新投資額でございます。赤色の部分でございますが190億円とございます。前回、ここが173億円という試算でございました。

続きまして18ページに移りまして、⑤効果額のまとめについてでございますが、前の16ページ、17ページの削減金額の変更によりまして、左側部分、施設共同化の効果額の小計、赤字の部分でございます。290億円となっておりますが、前回では272億円とございました。

また右側、交付金の活用の部分、一番下から2行目、小計、赤色の部分で396億円となっておりますが、前回は392億円とございました。

結果、一番下の合計686億円。前回は664億円でしたので、前回よりも歳出の削減効果が22億円増加すると試算されております。

この17ページから19ページの効果額につきましては、追加配付いたしております資料4追加資料、県域全体財政シミュレーションを基礎としております。

続きまして19ページをお願いいたします。⑥国の交付金についてでございます。事業統合

することを前提に活用できる交付金は、広域化事業及び運営基盤強化等事業の2種類がございます。原則10年間、令和16年までの時限事業でございまして、交付率はともに3分の1となっております。

まず、広域化事業の対象事業といたしましては、広域化を契機に実施する次の事業、次の事業といたしますのが1番、連絡管の整備、2番、集中監視設備の整備、3番、統合浄水場の建築、4番、広域化に伴い必要となる会計や料金システム等の事務関係システムの統合、5番、広域化を契機に基幹管路の耐震化を行う事業であって水道管緊急改善事業の要件を満たすもの。6番、広域化により統合元の人材・経営能力を活用して実施できる施設・設備整備となっております。運営基盤強化等事業の対象事業といたしましては、広域化事業の対象事業費の総額を上限としまして、広域化後の圏域において、運営基盤を強化するために必要な事業となっており、例えますと、市町村の配水管の更新などとなっております。

次に、20ページに移りましては、⑦財政シミュレーションによる水道料金上昇抑制効果についてでございます。この資料も前回の委員会でご説明申し上げた資料でございますが、前回より、シミュレーションの見直しにより若干金額は修正されております。詳細な説明は割愛させていただきます。

以上、第2回水道サミットの資料によりまず説明とさせていただきます。

次に覚書につきましてご説明いたしますので、お手元に資料2をご準備ください。また、一部の事項につきましては、基本方針の資料も使用いたしますので、資料3も同時にご準備いただけますでしょうか。

なお、前回本委員会でお示ししました覚書（案）から数箇所の修正あるいは表現の変更等がされてございます。

それでは、ご説明いたします。資料2、水道事業等の統合に関する覚書（案）についてです。

まず前文では、関係団体を列挙し、水道事業の統合に関して、次の各事項に合意し、今後、水道事業等の統合に向けての協議検討を進めるため、本覚書を締結する。としております。この中で、奈良県広域水質検査センター組合が前回の分から追加されまして、29関係団体から30の関係団体等と修正されております。

なお、30の関係団体等のうち、本年11月26日の第2回水道サミットにおきまして、大和郡山市は覚書には不参加を表明されております。

以下、1条から読み上げさせていただきます。

統合の目的、第1条、水道事業等の統合は、水需要減少に伴う給水収益の減少、増大する老朽化施設の更新及び職員の減少による技術力の低下等により、水道事業の経営環境が厳しくなる中、水道の理想像である「持続」、「強靱」、「安全」の確保、水道サービスの向上及び平準化並びに水道料金の上昇抑制を図り、もって安心・安全な水道水を将来に渡って持続的に供給することを目的として実施するものとする。

企業団の設立、第2条、関係団体等は、（仮称）奈良県広域水道企業団（以下「企業団」という。）を令和6年度までに設立するとともに、令和7年度までに事業を開始し、国の交

付金制度を活用した広域化事業の事業採択を目指すものとする。第2項、これは前回より追加されている部分でございます。関係団体等は、企業団設立に必要な基本的な合意事項（以下「基本協定」という。）について、企業団設立時までに合意して、締結することを目指すものとする。第3項、企業団設立後、関係団体は、各々が取得している水道法の事業認可を廃止し、新たに企業団として単一の事業認可を速やかに取得するものとする。

基本方針についての合意、第3条、関係団体等は、本覚書及び別に策定する「水道事業等の統合に関する基本方針」に定める基本的事項について合意し、今後水道事業等の統合の実現に向けた協議検討を互いに協力し進めるものとする。

企業団の職員、第4条、企業団は、施設整備、維持管理等の業務遂行に必要な人員を確保しつつ、業務の共通化・効率化を図り、最適な人員配置を行うものとし、当面、関係団体からの職員派遣又は関係団体等からの身分移管による対応とするものとする。その後順次、企業団への身分移管又は企業団による採用を進めるものとする。

水道施設の整備方針、第5条、企業団は、計画的に浄水場、配水池等の統廃合及び関連する連絡管路整備等の施設整備を行う。第2項、企業団は前項に定めるもの以外の水道施設の更新整備にあたっては、関係団体の更新実績を保証し、又は関係団体の水道施設整備計画を尊重するものとする。第3項、この部分は前回より追加されております。前2項に定める事項については、基本協定締結までに関係団体で協議のうえ整備方針を定めるものとする。

水道料金等、第6条、水道料金は統合時において統一することを基本とする。第2項、水道料金以外の分担金、手数料の額等は、統合時において統一することを基本とする。右側に移りまして、第3項、関係団体のうち、水道料金について統合効果がみられない団体については、それら諸課題を今後検討していくこととし、基本協定締結までに関係団体と協議のうえ、対応方針を定めるものとする。としておりまして、これがセグメント会計を可とする規定でございます。

本市に関わる重要な規定でございますので、基本方針についてもご説明したいと思います。

資料3、基本方針（案）におけます5ページをお開きください。5ページ、6. 財政ルールに関する基本的事項の中の（6）セグメント会計についてでございます。関係団体のうち、水道料金について統合効果がみられない団体については、セグメント会計とすることを可能とするが、一定の期間の後、料金統一することを確約するものとする。セグメント会計に関する上記以外の具体的な財政ルール等の対応方針については、基本協定締結までに関係団体で協議のうえ定めるものとする。としております。

資料2、覚書のほうにお戻りください。

資産等の引継ぎ、第7条、関係団体が所有する水道事業活動に伴い生み出された資産等及び一部事務組合が所有する資産等は、企業団にすべて引き継ぐものとする。

水道事業の用に供さない資産等、第8条、この部分は前回より追加されております。前条の資産等（現金、積立金等の内部留保資金を除く。）のうち、水道事業の用に供さない施設及び土地の取扱い並びに一部事務組合が所有する資産のうち関係団体以外の市町村に係る資産の取扱いについては、基本協定締結までに関係団体等で協議のうえ、対応方針を定めるも

のとする。

経費負担、第9条、水道事業等の統合後の関係団体の負担は、地方公営企業繰出基準に基づき協議のうえ定めるものとする。第2項、水道事業等の統合前に用水供給事業及び水道事業に対し関係団体が一般会計において負担している経費について、関係団体は、その負担の趣旨に基づき、統合後もその負担を継続するものとする。

下水道事業等の取扱い、第10条、企業団は、関係団体が実施している下水道事業等のうち、水道事業と不可分な業務について、引き続き関係団体からの委託等により行うことができるものとする。この場合において、費用負担等の取扱いは別途定めるものとする。

協議会及び準備室の設置、第11条、関係団体等は、令和3年度に、(仮称)奈良県広域水道企業団設立準備協議会を発足させ、水道事業等の統合に向けた協議検討を行う。第2項、関係団体等は、統合に向けた協議検討に必要な業務を遂行するため、前項の協議会に準備室を設置する。なお、前回では第3項で準備室の体制、経費等に関する規定がございましたが、今回で削除されております。

その他、第12条、本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、関係団体等が協議のうえ定めるものとする。

本覚書の証として、本書1通を作成し、関係団体等の長が記名押印の上、原本を奈良県知事が保有し、他の関係団体等の長は、その写しを保有する。と、前回の正本29通を作成することからの修正がございます。

以上、覚書に関する説明といたします。

次に、資料4、葛城市財政シミュレーション(単独)という資料をご準備いただきたいと思っております。加えまして、この資料には設定条件という資料も添付させていただいております。このシミュレーションが先ほど説明いたしました水道サミットの資料の基礎資料となったものでございます。非常に小さな文字で申し訳ございません。少しでも分かりやすくするために、左側項目の横に番号を振っております。今後の説明はこの番号を使用いたします。また、多くの説明は令和7年度を起点といたしております。このシミュレーションは平成28年度から平成30年度までは実績数値を採用し、令和元年度以降は予測値となっておりますので、ご留意をお願いしたいと思います。

それでは、ご説明いたします。まず初めに、一番下の101番と振っております供給単価、これがいわゆる水道料金のこととなりますが、101番の行をごらんください。

まず、設定条件といたしましては、令和7年度以降、料金回収率が100%を下回るまでは令和6年度の供給単価を採用。100%を下回る年度から5年ごとに供給単価を見直し、5年間の最大の給水原価を供給単価として設定する。その上で、資金ショートが発生する場合においては、資金ショートが発生しない金額まで引き上げるとしております。具体的に申しますと、令和9年度に前年度126.6円から139円へと1回目の引上げが予測されておりますが、これは向こう5年間の最大の給水原価であります令和13年度の100番の行138.01円の切上げによるものでございます。令和14年度の152円への引上げも同様でございます。一方、令和19年度の188円の引上げについてでございますが、令和23年度の100番給水原価の167.27円を

切り上げますと168円になるところでございますが、それでは98番の資金期末残高がマイナス、いわゆる資金ショートを起こすこととなりますので188円まで引き上げてございます。令和24年度の205円。令和29年度の217円への引上げについても同様でございます。

このように、供給単価の設定には、給水原価の推計と資金残高の確認が必要であることがお分かりいただけたかと存じます。給水原価の推計には、この11番から76番までの収益的収支の推計が必要となります。中でも主なものにつきましてご説明いたします。

まず、収益的収入でございますが、13番、給水収益は、上の5番、年間総有収水量に下のほう101番、供給単価を乗じて算出しております。令和7年度では5億3,677万4,000円でございます。その後5度の料金改定を経まして、令和30年度では8億4,434万7,000円を見込んでおります。16番、雑営業収益は主に当市の場合、給水分担金が該当いたしますが、減少予測といたしまして、令和7年度以降1,100万円を一定といたしております。18番、受取利息は、下のほう98番の資金期末残高に比例して計算しており、資金期末残高が減少していくため年々減少してまいります。24番、長期前受金戻入既存分は、59番、減価償却費既存分の減少に伴い減少してまいります。なお25番、新規分は発生しないと見込んでおります。

次に、収益的支出ですが、34番、人件費、39番、委託料、44番、修繕費、49番、動力費、53番、薬品費、61番、その他営業費用は、直近の実績程度で一定といたしております。57番、受水費におきましては、上のほう4番の年間総給水量（2）県水に受水単価を乗じて算出しており、年間総給水量の減少に伴い遡減してまいります。

なお、令和20年度、令和25年度、令和30年度に増加しておりますのは、受水費単価の上昇を見込んでいるためでございます。59番、減価償却費既存分は減少いたしますが、60番、新規分が増加していくため、58番、減価償却費は増加してまいります。69番、支払利息旧起債分は減少し、令和14年度をもって完済となりますが、70番、新起債分は、80番、企業債新起債により増加を続けまして、68番、支払利息は、令和7年度では1,758万1,000円が、令和30年度には7,924万4,000円となります。結果76番、差引、この部分は収益的収支の純利益に該当する部分でございますが、5度の料金改定を行うことにより年度によりばらつきはあるものの一定の利益を確保できる推計といたしております。

次に、98番の資金期末残高についてご説明いたします。資金期末残高の計算には、ただいま説明いたしました収益的収支と77番から94番までの資本的収支の推計が必要となります。

まず、資本的収入は、80番、企業債新起債のみで、86番、建設改良費の50%を計上いたしております。

次に、資本的支出でございますが、86番、建設改良費といたしまして更新費用を平準化することとし、87番の施設他3億円、88番の管路2億円の計5億円を令和30年度まで一定して計上しております。91番、企業債償還金旧起債分は減少し、令和14年度をもって完済となりますが、92番、新起債におきまして80番の企業債新起債による償還による増加が続きますので、令和30年度には2億3,721万6,000円となります。結果94番、差引は、毎年度2億円超の不足額が発生します。76番、純利益から94番、資本的収支不足額の差引きは、95番、収支再差引で、そこに96番の内部留保金を加え、97番の前年度繰越金を加えた額が98番、資金期末

残高となります。令和7年度末には16億1,488万8,000円ございますが、令和30年度末には477万8,000円まで減少すると推計しております。

最後に99番の企業債残高につきましては、令和7年度以降、毎年度2億5,000万円を起債することから、年々増加を続けてまいりまして、令和30年度末には40億3,398万7,000円となると推計しております。

以上で、財政シミュレーションについての説明を終わります。

続きまして、お手元に参考資料①、一体化実現に向けての課題となる市町村間の格差とその対応をご準備いただけますでしょうか。

この資料1ページから4ページにつきましては、前回の委員会で配付したものと同様のものとなっておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。1、施設の老朽度合いの差異についてでございます。関係団体の有形固定資産減価償却率につきまして、平成29年度の水道統計の数値に基づき、低い順に左から並べたグラフとなります。率が高いほど有形固定資産の更新が進んでおらず老朽化しており、今後さらなる投資が必要とされます。一番低い宇陀市と一番高い河合町とでは約2.3倍の格差がございます。かつ、その中でも葛城市は約50.3%でございまして、奈良県平均54%よりは低いものの全国平均49%よりは若干高いこととなっております。

2ページに移りまして、2、水道料金の差異についてでございます。関係団体の給水原価、供給単価につきまして、平成29年度水道統計の数値に基づきまして、給水原価の低い順に左から並べたグラフになります。赤色の棒が供給単価、いわゆる水道料金についてでございます。一番低い葛城市と一番高い明日香村とでは約2.2倍の格差がございます。また、料金回収率が100%を下回る団体が10市町でございます。この赤丸で囲ったところの10市町でございます。

3ページをお開き願います。3、保有資金の差異についてでございます。平成30年度決算におけます保有資金の少ない順に、左から順に並べたグラフになります。水色の棒が現金・預金の保有額、緑の線が給水収益当たりの現金保有率を示してございます。現金・預金の保有額の格差については、料金設定、投資状況によって生じると考えられます。この時点での現金保有率が一番多い大和郡山市は82億3,800万円。一番少ない市町村は1億3,800万円。一番少ない下市町にありましては1億3,800万円と、相当の開きがございます。葛城市は、上から8番目に多い17億6,300万円の現金預金を保有してありまして、給水収益当たりの現金保有率におきましても319.4%と、上位4位にございます。

4ページに移りまして、企業債残高の差異についてでございます。この資料も平成30年度決算におけます企業債残高の少ない順に左から並べたグラフになります。黄色の棒が企業債残高、赤の線が給水収益当たりの企業債残高率を示してあります。企業債残高の格差は、料金設定、投資状況、簡易水道統合等によって生じると考えられます。企業債残高が一番多い奈良市は153億4,600万円。一番低い生駒市におきましてはゼロでございます。葛城市は下から11番目に少ない3億3,400万円となっております。

5ページをお開き願います。5、現金・預金の保有額と投資需要額の分析についてです。

前回の本委員会におきまして、現金・預金を多く有している奈良市と大和郡山市の2事業体の具体例についてご説明申し上げましたが、そのときの委員会におきまして委員から、これを葛城市に置き換えた場合どうなるのか示してほしいとのご意見がございましたので、先ほどの財政シミュレーションを基に、本市について策定いたしました資料となっております。

左側の葛城市をごらんください。2つ目の黒丸、投資需要額及び財源ですが、令和30年度までに資本的支出で139億8,400万円必要で、財源としましては損益勘定留保資金及び純利益で補てんいたしましても43億7,600万円不足することになります。この試算は、新規の企業債及び新規企業債に係る元金償還利息は見込まずに算出しております。よりまして不足する額を自己資金で充当した場合、平成30年度に18億円あった現金・預金は、令和30年度ではマイナス26億円となります。また、その後令和30年度以降も投資は続くことから、さらなる資金の減少が想定されます。ただ、現金・預金がマイナスという事態はあり得ないことですので、その不足分を超える額を毎年企業債を発行することとなります。その結果が先ほど説明申し上げましたシミュレーションとなっております。

最後になります。参考資料②、おいしい水の水質要件をご準備ください。

この資料でございますが、おいしい水研究会、現厚生労働省の研究会ですが、その研究会によりまして、おいしい水の要件という資料を基に、県営水道は御所浄水場の数値、自己水は新庄浄水場系統の数値を水質項目別に比較いたしました表となります。数値は令和元年度の平均値を採用しております。上の表によりまして数値を比較いたしますと、双方とも若干の差異はあるものの、ほぼおいしい水の要件には収まっております。ただ、上から3行目、遊離炭酸が県営水道でおいしい水の要件値以下となっておりますので、若干爽やかさを欠いている。また、6行目、残留塩素におきましては、県水、自己水とも要件値以上となっておりますことから、ややカルキ臭を感じる。また、7行目、水温におきましては、夏場に水温が高いといった結果となっております。しかし、全ての項目で水質基準を満たしておることは確かでございますので、安全な水であることに変わりはありません。

以上で、資料によりまして説明を終わります。よろしくご協議賜りますようお願い申し上げます。

西井委員長 ただいま報告がありました覚書の件ですが、令和3年1月中に締結するのかわからないのかの判断をすることになると聞いております。よって、この議会は締結までの最後の定例会ということになりますので、覚書の締結について、その判断された理由も含め葛城市の方針を市長からお聞きかせ願いたいと思っております。

阿古市長。

阿古市長 県営水道一体化調査特別委員会第3回を迎えております。第2回の中で県営水道一体化の話につきまして、資料も提示しながら、委員の皆さん方のご意見も、少数の方ですけど、覚書についてはご意見いただいているところではございます。今回この資料、ちょっと膨大な資料でございますので、事前配布という形を取らせていただいておりますけども、この覚書につきまして、まだ全員の皆さん方のご意見を頂戴していない段階で、私のほうから最終というわけではないんですけども、申し上げていいのかわかるかどうかというのはちょっと疑問に感じ

ておるところなんですけども、どうしましょうか。どのように。私のほうから、もうその覚書についてはこういう方針で行きたいという思いを先に伝えさせていただくのがいいのか、まず、皆さん方のご意見をお聞かせいただいて、その中で、ある種意見を取り入れた中での最終的な判断をお伝えするほうがいいのか、ちょっと悩んでおるところなんですけど、委員長、どうさせていただきますでしょうか。

西井委員長 私自身は、市長が今までのいろんな水道のことについて直接絡んでいる部分で、どのような方向性を見ておられるか、その判断を聞かせてもらった中で、特別委員会としては、各いろんな意見が出てくると思いますが、協議させてもらうのがまず筋ではないかなと思っておりますので、市長の思い自体をできればどのように考えているかということをやはり示してもらおうのが、行政としてはその順番になるんじゃないかと思っております。

阿古市長 この覚書の締結につきましては議決案件ではございませんので、最終的には行政のほうで判断させていただくことにはなるんですけども、調査特別委員会を設定していただいておりますので、このことにつきましては、ご意見もまず賜る必要があるのかなという思いが強かったんですけども、今までこの2回、今3回目ですけど、2回の中で何名かの委員の方につきましては、覚書のことにつきましてご意見もいただいているところではありますけども、これだけの多いメンバーの中のご意見を代表されているのかどうかということも分かりませんし、その辺の判断をちょっと悩んでおるところなんですけども、そのことについて、いやもうそれでいいんですとおっしゃるんでしたら、もうそのような形にさせていただきますし、再度、もうその辺だけちょっと委員長のほうで委員会の調整をしていただけたらなという思いがあるんですけども。

西井委員長 皆さんにお諮りしますんやけど、特別委員会を設置していますが、やはり市長の思いの中でどう決断されるかということになってくると。ある程度、今の時点でどのような思いがあるかということや方向性も含めて聞かせてもらう中で議論しなければ、仮定の議論ばかりしてもしょうがないという思いでございますので、私自身は、市長がこの覚書をもう近々どのようにするかという方向性を持っておられるかどうかを聞かせてもらいたいと申し上げたわけでございますが、皆さん、いかがでしょうか。私の言うている問題で順番がいいかどうかということ、はい、どうぞ。

谷原委員 よろしくお願ひします。市長がちょっと皆さんのご意見を聞いて最終的に判断できたらという思いを持っておられて、これまで意見を述べたのが少数だったということもあり、それを聞いた上でというお気持ちは分かります。また、これは1月中ですかね。いつまでという期限があるかどうか私分かりません。聞いているのだったら1月中に覚書締結するかどうかを行政のほうで判断するということでもあります。

私の思いとしては、今日たくさん資料が出てきましたけども、初めて水道料金のシミュレーションが前回はグラフとして出てまいりました。これは市民の皆さんにとっても一番関心のあるところですし、今回、グラフの基となったデータ、非常に細かい字でびっしり書かれたデータがあります。これをある程度理解した上で、本当にこういう形で企業団発足して、こういう料金の設定を一応見込んでいようなところに、そういう企業団の設立に参加して

いく。そういうところに協力していくということについて、私は慎重な判断を行政のほうもされるんだろうと思いますので、私としては、広くいろんな意見を聞いていただいた上でよく考えていただいて、今日表明されるのもいいですけども、年改めて、その辺りをよく、今日の委員会のご意見を判断されて、どこかで、記者発表されたようなところもあるみたいですけど、議会でやられるのではなくて、そういう形を取られたところもあったみたいですが、場合によっては、私は1月にこの調査特別委員会を再度開いてもいいかなというぐらいの思いでおります。

今日もこれ、この資料を事前には渡していただきました。私も目を通しましたけれども、なかなかこれ、ちゃんと理解した上で自分なりに判断していくという点でも非常に今日の時間では厳しいかなと思っているんですが、できたら今日は思いをどうっておられるかということをお聞きしたいので、今日述べていただくんだしたらそれでも構いませんが、最初に述べていただいたら、もう何でやという議論になってしまうと思うので、そうなる前に実際に経営分析等の資料も出ていますから、それをまずしっかり理解するほうが私は大事かなと思っています。

以上です。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

私自身はやはり水道管理者として市長自身がどのような方向性、ここまで進んだ中でどのように思われているかという中で議論をするのが、やはり本来市政というのは理事者側がどの方向を見ていると、それに対して審査するのが議会やという思いからいったら、方向性を出してもらおう。仮想の話の中で議論するのは無駄な議論になるんじゃないかという思いもあるから、市長自身の、もうここまで来ていますので、意見を聞かせてもらうのが当然ではないかということで、私は市長の思いを言ってもらいたい。議会がどの方向を見ているからどうしますねんとかでなしに、やはり市行政というのは議会の方向は議決の中で、その方向で従ってもらおうということも事実ですので、やはり市長自身の方向性の中で、十分議会にも説明してもらえて、我々も納得した中で進めていくと。どのような方向で進めていくという議論をするのが筋じゃないかなと私は思っておりますので、先ほど、市長の方向性をある程度説明してもらおう必要があるんじゃないかということで提案したわけですが。

いかがですか。

その話でいったら、これ私どもは市長の方向性というのを聞かせてくれということだけで、市長、そない言うたら、ニワトリが先か卵がの議論になってきたら話が進まへんから、どちらかという意見を早く。卵が先かニワトリが先かという議論になってきたら。

現実、1月中に締結するかしないかという判断される中で、そうしたら次の委員会を1月中に開くと谷原委員の意見、そのときに意見を聞いたらいいいじゃないかと。もう正月含めて、1か月ないわけですよ、はっきり言って。

議長どうぞ。

西川議長 俺、委員違うねんけどな、委員長のおっしゃっているのんも、そういうことでよく分かるので。市長は先ほど言われたように、覚書の締結については議決も別に要らんと、行政側の

判断やということでしたら、基本協定を結んでいったり、その企業団設立について、ということは議決が必要な部分については、それは議会のほうの委員会、この委員会を通しながらやけれども、委員長いわくは、市長の基本的な考え方が、例えば覚書を締結する、しないという選択肢があるのか。それをこの委員の意見によって、その変えるのかというふうなことやから、委員長は、まず市長は水道管理者でもあるし、市の首長でもあるし、基本的には市長はどういうふうに考えているかということを知りたい。それが市長が言ったからその方向に進むのかどうかは別にして、そのことを知りたいというふうに委員長はおっしゃっているので、市長は市長で皆さんの意見が、大勢の委員がおられる中で、そうすると半分以上、それ以上はこの覚書も締結する必要もないのと違うかというふうな話になったら、その方向に従うと言うのか。そういうところら辺のことではないと思うので、だから、委員長がおっしゃるように、市長の覚書の締結に関して、姿勢として、考え方として、どういうふうにお考えなのかというのをお聞きしたいということだな。委員長。

それは別に理事者として、行政の責任者として考え方を言っていたとしても、いいんじゃないかなと僕は議会のこの委員ではないけれども、そういうふうには思いますけれども、市長は、そこをどういうふうに、議会に配慮してそういうふうな、まず意見を聞いてから、わしの考えを言うというふうにしてはるのか。ちょっとそこところが、先ほど言うたようにニワトリが先か卵が先かみたいな話になるねんけど。そらまあ、僕は市長の考え方をどういう考えをお持ちなのかというのを別におっしゃっていただいてもいいんじゃないかなあと僕は思いますけれども。

西井委員長 ほかに。

それでは、もう言う言わないはどっちか言うて、市長もそない言うてはって、こちらはそれを考え言えと、こんなん言い合いしててもしょうがないので、取りあえず、そしたらもう市長が1月中に覚書をどうするかまでに、またもう一度委員会を、そのときには委員会を開きますが、市長の方向性もそのときにははっきりと決断をしなければならなくなるという思いでございますので、ただいまの部長から説明あった件について、取りあえず、何らかの質問事項があれば。

西川議長 今日は、結論はどっちも出さないで、この説明に対しての質問で終わると。

西井委員長 ただ、私自身の思いとしては、もうこの時期に来たら、やはりその辺の方向性を聞いた中でいろんな質疑をするのが、やはりあれやということは思っておりましたが、説明だけでも大変時間かかったんで、その件について、質疑に入りますので、どうかよろしく願います。何かありますか。

杉本委員。

杉本委員 よろしく願います。ちょっと、前にもらった資料と今回の資料と見比べとって、数字とかいろいろ変わっているんです。前に僕セグメント会計のところと今回の10ページのところのグラフ。どういう、このグラフ、ちゃんと大丈夫ですかって話したときに大丈夫ですというお話やった。前のグラフやったら、一体化の料金より大淀町が超えているんですね。今回は戻っていて、超えることなく、ちょっところころ変わっていて、これまた今後ころ

ころ変わらないですか。これが最終ですかね。これ研究しているから、ころころ変わるって言われたら判断できないんです、僕は。

それが1つ目。あと2つ目は、この各市町村長からの意見課題というふうに書いてあるんですけども、3ページ4ページとか、葛城市としてどのような意見を言ってどのような反応、どのような答えが返ってきているのか、ちょっと教えていただきたい。ここに載っていないのでもいいんですけども、どういう声を伝えていただいているのかというのが2つ目。

3つ目は、大前提、いろいろ新聞とか情報等で、僕は前から言っていますけど、これ奈良市と大和郡山市ありきの話だと僕は思っているんですけども、どう考えても前向きじゃないような気がするんですけど、そもそもこの話はちゃんと実現できるのかどうなのかというところにも差しかかると思うんですけども、その辺この3つちょっとお答えをお願いします。

西井委員長 課長。

福森水道課長 上下水道部水道課の福森です。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。この財政シミュレーションにつきましては、前回お示しさせていただいた後、各自治体におきまして数値の変更がありました。ただ、大淀町がどういう形で変更されたまでは、私のほうではちょっと確認ができていませんので、どの数値をどう変えたというのは各自治体のほうで事務局のほうに、こういう形ですということ、設定条件も変わっていますので、ちょっと把握していないのが実情でございます。

以上でございます。

西井委員長 阿古市長。

阿古市長 ほかの自治体がどうされるのかということにつきましては、私のほうは答弁できませんので、それはもう外部からの情報しか入ってきませんから、その情報以上のものはございません。

それとこの水道サミットのときに、私が出した意見はということでございます。実はこの水道サミットを開くまでに、県一体化の事務局のほうに事前に葛城市においでいただいております。その中で説明等をお聞きした上で、葛城市が問題となる事象を幾つか申し上げているというところがございます。ですので、実際にこの水道サミットのときに、葛城市として意見は言っていないということです。と言いますのが、そのときに意見を言うということが、葛城市が非常に、データ見ていただいたら分かりますように特異な条件の市なんです。市町村の質、もうずば抜けて特異なんですよ。本当のこと言うと。ですので、そこで意見を申し上げるといことは、ある種もう結論めいたところまで勘ぐられると言いますか、推測される可能性がございますので、そういう意味におきまして、あえて一言も言わないで、事務方との打合せの段階で葛城市が抱える問題、疑問点等はお伝えしているというところがございます。

以上でございます。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。1つ目のこの数値、他市のことはそら分からない。僕が言っているのは、この前のセグメント経営の葛城市のこの料金の値段が最後下がっているからいいん

ですけど、下がっているんです。前の僕の質問のとき、これちゃんと計算式できているんですかと聞いたら、できているって答えたから、変わっていたらおかしいんじゃないのって聞いているんですよ。また、それ細かいこのデータとか数字とか、こんないっぱい出たら僕らでは調べようというか、僕はもう少なくとも調べようがないんです。その辺もちゃんとこれ出てきて、やっと安心はしているんですけども、ちょっとお願いしておきます。

あと、市長のおっしゃったのはもうそれで、ほんだら分かりました。あともう一つ、このおいしい水の水質検査で、これ僕出してくれと言ったんです。何でかと言うたら、県営水道の水と自己水、どんなおいしさの違いがあるのかとかってそういう資料があったほうが参考になるんじゃないのって出してもうたんですけども、そのときに僕は水質検査というんですか。何かこの安全な水かどうかというやつも出してくれと言ったんですけど、そういうのはないんですかね。何かこうあるじゃないですか。なんちゃらが何ぼ以下とか、なんちゃらが何ぼ以下みたいな、菌が何ぼ以下とかというそんな水質検査みたいのは、この飲み水ではやらないんですか。僕、ちょっとよく分からないんですけど。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課の福森です。杉本委員のご質問にお答えさせていただきます。今回の提出資料につきましては、おいしい水を限定にした形の数値を表せていただいているので、実際の水質検査につきましては、各配水池、各浄水場、5か所の浄水につきましては、毎月検査なりさせていただいていますし、もちろん原水、取水させていただいている地域、これ12か所になりますけれども、それも毎月項目は変わりますけれども、それは毎月検査させていただきまして、ホームページに掲載させていただいて、安全な水ということで報告はさせていただいている状況です。今回の資料につきましては、おいしい水を限定にした形の水質検査の値ということになっております。

以上でございます。

西井委員長 杉本委員。

杉本委員 それは分かっているんですけども、こういうときに比べるのにあったほうがいいんじゃないのって、僕この前言わせていただいたんですけど、今日はないということで、出せって言われたらあるということですね。そういう比較もあったほうが僕はいいんじゃないかなと思って言っているだけなので、次は年明けですか。そのときにも、ほんだら、まあホームページ見ればあるのは分かっているんですけども、この場であつたらいいんじゃないのという話をしているだけなので、ちょっと次、お願いしておきます。

以上です。

西井委員長 もし早くできるようやったら、議会事務局と話をして、各議員のレターケースでも資料入れておいてもらえたら、よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと1点だけ教えてください。この資料1の10ページのところのセグメント会計の将来的なこの推移はずっと載っているんですけど、令和30年度までのシミュレーション載って

います。この後一定期間の後、料金を統一というふうになっているんですけども、これは、例えばセグメント今、県全体の1と、2番目葛城市、3番目大淀町、分かれていますけども、例えば、1と3が先に統一化されて、葛城市の2番がその後に来るのか。あるいは、その統一は1、2、3一緒にやるのか。それまず、どういう形で統合していくか。それと統合する時期というのは、いつになっているか。先ほどの葛城市だけをこの2番だけを引き延ばせるんやったら、それをどこまで引き延ばせるかということをお聞きしたいんですけど。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課の福森です。ただいまの奥本委員のご質問にお答えさせていただきます。今のセグメント会計の統合時期等につきましては、基本協定書、令和3年から始まる協議会の中の今度基本協定書、要するに事業統合に参加する基本協定書を取り交わすまでに、覚書（案）の第6条に書いてあるとおり、関係団体と協議のうえということなので、その時点で一定期間とか水道料金の期間とかはその時点で決定することになっていますので、現段階ではいつとか期間とかはまだ白紙の状態、ある程度協議会に参加した後、各関係団体と協議のうえで基本協定書まで決定するというようになっております。

以上でございます。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 分からないということだけでも、ただ、セグメント会計の1、2、3でやって、3と2の大淀町、葛城市の条件は違うと思うんですね。だからそこを一緒にするというのもちょっとこれ、なかなかその議論がかみ合わないところだと思うので、やはりそのところは粘っていただいて、仮にこれをやるとしたら粘っていただいて、葛城市はやっぱり条件をいいところまで引き延ばしていつてもらうというところは頑張っていたきたいと思います。それは可能ですか。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。もちろん、今おっしゃったことについては、覚書に乗ることが大前提となっておる質問でございますが、もしそのような場合になりますと、最善は尽くさせていただくつもりでございます。

西井委員長 市長。

阿古市長 まだ分からないことにつきまして、ちょっと答弁するのは非常に難しい話になります。今お答えいたしましたように、セグメント会計につきましては、具体的な本当に方針ですとか時期ですとか、いろんなものが決まっていらないんですよ。ですので、それはここに書いてある協定書ですから、基本協定締結までに関係団体と話し合いをするということまでしか、ちょっと申し上げられないです。ですから、それがその打合せの内容によって、どういう形の方向性の話が出てくるのかというのは、現時点ではお答えができないということです。

以上です。

西井委員長 奥本委員。

奥本委員 言いつ放しですね。現時点で判断できない。そんなん分かっているんです。我々もこれいろんなケースで対応を考えていかんとあかん中で、そういう意気込みをお聞かせいただき

たい。それも我々の1つの判断の1つの基準かなと思うので、質問したまでです。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 セグメントのことが出たので、セグメント会計に関わって、同じく10ページについてお伺いしたいと思います。私自身はこれはもう単純に考えて、葛城市はあまり人口減らないと。奈良県全体は大体77%ぐらいですかね、これ減っていきますよね。大和高田市でも大きく減っていく。御所市も減っていく。人口が減れば当然それ、水道料金に全部跳ね返ってくるわけですから、そういうふうなことを考えても、また葛城市の今置かれている条件を考えても、こんなに水道料金を上げていかなければならないのかなというのが、率直なちょっと驚きを持ってこれを見たんですが、具体的に聞いていきますね。

葛城市の、こういう大淀町それから一体化と書いてあるこの供給単価のシミュレーションですけれども、これは、こういうふうに一体化になって参加した場合に葛城市はこういう水道料金で大体いきますよということを表したものなんですか。それとも、セグメント会計をやる理由をつけるために、葛城市はこんなに大変一体化の料金とかけ離れて低い状態にあるということを示したものなのか、まず、そこについてお伺いします。

それから2つ目ですけれども、セグメント会計のことについては、基本協定締結までに議論するということですが、要はセグメント会計は本体とちょっと別、独立会計になるわけですが、例えば経営の判断、例えば施設更新とか、投資とか、そういうところは、葛城市がずっとセグメント会計でいるときには、判断を独自でやれるのかどうか、つまり、独立採算みたいな形でやれるのかどうか。これについて、そういうこともまだ決まっていなないのであればもう仕方ないですけども、それが判断できるのかということについて、伺います。

実は、細かいこのグラフの基になったデータを見ますと、設備投資について、これはもう非常に機械的にやっておられるわけですが、資料4のところでも毎年5億円設定して、この水道料金これ跳ね返ってくるわけですが、設備投資をやることになっています。これは施設とそれから管路、3億円と2億円、合計5億円。設定していくということになっているんですが、管路のほうは毎年更新していくというのは分かるんですが、施設は浄水場ですから、単独で行った場合の試算として、こういうふうな形で料金設定になっている基データ見ますと、3億円ずつ毎年、これは令和7年度からですか、ずっと投資し続けていくということなので、施設をいつ更新する予定なのか、大体それのめど。葛城市は3つ浄水場を持っていますけれども、浄水場の多分更新時期でこの施設の更新費用がかかるんだろうけれども、それが大体どんなめどになるかということについて、お伺いしたいと思います。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。

まず、1点目の財政シミュレーションにつきましてですけど、これにつきましては、当初、5月の時点で出ささせていただいた、今年3月12日に厚生文教常任委員会の調査案件で説明させていただいた経営戦略策定に基づいて、当初はシミュレーションを出ささせていただいたん

ですねけれども、事務局のほうから実際に、このときは多分最終164円、令和30年度164円で、企業債残高が多分80億円と記憶していますねんけど、そういった形で当初は経営戦略に基づいて県の事務局のほうに出させていただいたんですねけれども。それとあと、さっきの事業費もありますけれども、年間3億円でやっていまして、途中の多分令和21年度からいきなり9億円、これもアセットマネジメントの形で事業費もという形でいかせていただいたんですねけれども、事務局のほうからある程度の現実に近い数字ということでシミュレーションを出すには、そういう指摘がありましたので、それと、料金設定につきましても160円というの、給水収益に対して、通常、企業債残高は約4倍から5倍という指摘もありましたので、今の給水収益から言ったらもう10倍以上の形になりますので、それも踏まえた形で料金を資源ショートしない、5年間でさっき部長が説明したように資源ショートしない形の供給単価の設定に変えさせていただいたのが1点と、それから、浄水場の更新も含めた形で平準化した形で令和7年度から毎年浄水場で3億円それから排水管で2億円、これを平準した形で5億円で令和30年度まで行く。それに対して企業債につきましても、設定で2分の1を企業債として償還金、企業債償還分として上げたという形の、それも設定の変更をいたした結果、財政シミュレーションといたしましては、前回お示しした数字、今回も示した数字にシミュレーションが変更になったということでございます。

浄水場の更新につきましてですけれども、令和2年度に今年度に浄水場の整備計画、更新計画を立てております。ただし、これにつきましては、当初5年間の計画になっております。浄水場の3億円につきましては、一応3つ浄水場がありますので、これは単なる1つの浄水場を10年間、総額では一応予定では約30億円、これはあくまで概算ですので、1年間に3億円で30億円で10年かけて更新するという形で、一応シミュレーションはそういう形で出させていただいていますので、3浄水場あるということは、10年間ということはあと全部で30年間かかるという形の想定でシミュレーションも合わせてさせていただいています。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 2回目の質問になってしまうと困るんですが、1番目も2番目も私の質問を全然違うところで答えられたので、ちょっともう一回言いますので、答えていただきたいんですが、これ非常に大事なところなんです。この10ページの葛城市、大淀町、一体化シミュレーション、供給単価、供給単価というのは水道料金に反映しますから、ここで3つグラフが出ていまして、ここで書かれている葛城市の水道料金は126円だったと思いますが、126.6円だったか、何か最初の出発点で、平均とって126円ちょっとだと思いましたが、217円まで上がっていくと。一体化の場合は187円から237円まで上がっていくところ出ているわけですが、これは、一体化をした場合もし葛城市が参加した場合ですよ。この料金に葛城市をしていただけというふうなイメージなのか。それともそうではなくて、いや葛城市は独自のシミュレーションしたところ一体化と比べてこれだけ低いので、独自のセグメントをやるという、そのための説明のグラフなのか、どちらなのかということを知りたいんです。

なぜそんなこと聞くかという、ちょっと言いますと、令和12年度に葛城市は浄水場を廃

止しろというふうになっているわけですよ。一体化したら。ところが先ほどあったように、毎年3億円、施設設備費、ずっと払い続けた上限がこれですよ。この217円までいっているわけやから。おいちょっと待て、おかしいよとなるから、これがこういう形でいくんやということは前提で話し合われているのか。ただ単に説明のためにやられているのか、ここは非常に大事なんでね。一体化したら令和12年度に要らなくなるわけですから、設備費が。設備費込みの計算ですよ、これ。先ほどおっしゃっているように。そこがどうなのかということ、どっちなのかということをおちゃんと聞いていかないと、これなんか、これだけがひとり歩きしているわけですよ。水道サミット全部の市町村、配られて見ているわけですから、葛城市はこういうふうな水道料金に将来なっていくのかと。これがセグメントやなあ。だから、いやこれは単なる説明なんですと、セグメントが必要やからというだけの単なる説明なのか、いやもうこういうふうな料金を上げていきますと、大体こんな形で。ここはちょっと大事なところなので、ちょっと答えていただきたいと思います。

それから、まあまあ、それだけ、じゃ、お願いします。大事なことだけ。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部長、井邑です。ただいまの谷原委員のご質問、まず10ページをごらんいただいていますと思いますが、葛城市の黄色の線、これ、あくまでも葛城市が一体化に参加しないで、現有の浄水場3つ抱えたまま現状の水道事業を継続していくとなると、このようなシミュレーションになるということでございまして、これはあくまで一体化に参加した場合でも葛城市はこのシミュレーションになるというものではございません。

谷原委員 こういう料金には、一体化だったら、こういう上がり方はしないと。

井邑上下水道部長 そうです。各自自治体におきまして、県営水道に参加しない場合を想定してのシミュレーションを全参加団体、関係団体が行いまして、当市においてもそのシミュレーションの様式にのっとってつくり上げたものが、この金額となってございます。ですので、恣意的に金額を上げるためとか、低く抑えるためといった調整はしていないところでございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 だから、これはいわゆるその単独で行った場合の料金はこういうふうになっていきますよということを示しただけで、葛城市はだから一体化よりもはるかに低いということを示しただけだということでもありますよね。だからこれも大きく動くと。だからこれはちょっと確認させていただきました。

それから、2つ目の質問で言ったのは、それもちょっとずれたんですけども、セグメント会計をやった場合には設備投資についての判断も、セグメント会計でできるんですかと。これは決まっていなかったら決まっていなくて結構なんですけれども、後で出てきますけれども、この水道広域化で一番大きい問題は人口減少と施設の老朽化なんです。施設の老朽化で一番問題になっているのは、要は管路なんです。要は漏水が起きないように、もう管路布設して長くたっているから、どこも管路の更新が進んでいないと。その費用がすごく大変になっているので、そこはどうかということがあるんですよ。そのときに、葛城市は独自にセ

グメントをやりますよと。そのときに先ほど言ったように、葛城市独自でやった場合でもそれなりに設備投資やりますと、その設備投資の費用については、葛城市でちゃんと判断して、葛城市のために、例えば市内の老朽管の布設替えとか、個でやっていけますかという話なんです。セグメントで。それちょっと聞きたかったんですけど、それちょっと回答がなかったの。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。申し訳ございませんでした。セグメント会計、事業統合によるセグメント会計になった場合でも、葛城市の水道料金で排水管の工事をしていくことはできます。ただし、事業統合に参加しておりますので、ある程度の経営状況等は、その事業統合の中でお話とか協議する可能性はあるとは思いますが、今のところ、まだちょっとセグメントの中でこういった形で経営方針になるかまでは決まっておられませんので、そこはちょっとご理解のほういただきたいと思います。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 分かりました。1つはこのセグメント会計についてですけども、これについては、これがひとり歩きしないように、この意味をやっぱり理解した上で扱っていただきたいなという思いがあります。後で具体的に、どうしてこんな上がり方するかということを探ねようと思うんですけども、先ほど出ました経営戦略、いわゆる投資計画について、前回も同じようにすごい資料を出していただいたんですよ。これは先ほどおっしゃった厚生文教常任委員会のほうで議論したときに、葛城市がこれは水道ビジョンの中にも載っていましたけれども、将来、非常に設備投資が必要だということで、設備投資をやっていかなければならないので、料金を10年にわたって10%上げる案と、20%一遍に上げる案と料金シミュレーション、この資料をいただいたんです。そのときに見ますと、条件設定として起債残高が10億円を超えないように料金を設定していきますとなっているんです。これは非常に重要なところで、起債残高が増えると借金が膨れていって、利息がどんどん上がっていくんですよ。私もこれ見せていただきましたけど、県のほうへ出した単独シミュレーションを見ますと、それこそ起債残高が途中からもうなぎ登りのように上がって行って、利息も膨らんでいくと。したがってどんどん経営内容が悪化するので、料金を上げていかざるを得ないというふうなデータですよ。だから10億円という設定をしていたのに、何でこういうふうに変っちゃったのか。

つまり、私はこれまでも、平成24年の水道ビジョンを見ましたら、要は更新年数というのは法的に決まっているけれども、その法的な更新年数に従っていくととてもやっていけないから、重要度に応じて更新していきますよというのを、平成24年のビジョンか何かに出して、私一般質問でパネルにして、その中から引いてお示ししたことがあるんですよ。その中では、本当になだらかな形で経営を維持できるというのを出しておられたので、今回突然、前回は管路に7億円で約10億円ぐらいの投資をしていかないとあかんから、そう料金値上げせなあかんということもありましたし、今回もこうした形で毎年機械的に5億円起債するというふうになれば、当然、起債残高が上がって、もう経営パンクするのは分かります。非常にこう機械的な数値の入れ方になっているんですよ。なぜそんなふうになったのかということをお

聞きしたいんです。だから結果としてこういう上がり方になっているということだろうと思うんですけどね。非常に料金が上がるというのは、その設備投資の関係があって、もうずっと同じ金額で起債されるんでね。普通の一般の経営ではありえない話ですよ。いや、どんどん。

と言うのも、そこで、最終的に資金残高が、先ほどお示しになったように令和30年度で幾らになっていましたかね、もう大変低くなって、もうこれ以上ないという状態になっていますから。470万円程度にもう資金残高なっちゃうわけです。だからこういうふうにして、そこが何でこういうふうな設備投資計画のような形で機械的に入れられたのか。県の指導でそうしなさいと言ってあったのかどうか分からないので、なぜそういうふうなことをされるのか。当然、料金が上がってくることになりますから、この点については。その点について、2回目としてお伺いしたいと思います。

1回目のときに答えてないんです。ずれて。申し訳ないです。これだけにじゃあしておきますので、長くなりますから。その1点だけお願いします。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。3月12日の厚生文教常任委員会で示させていただいた葛城市の経営戦略ですけども、そのときは給水原価が多分211円60銭、供給単価が安く、これ164円で計算させていただきまして、給水収益、令和30年度では6.4億円。企業債残高はここが80億4,000万円という形で、あと建設改良費が、令和20年度までは3億円。令和21年度から9億円という形で、シミュレーションをさせていただきました。その後、この資料に基づきまして、今年4月から単独シミュレーションということで、各事業体が提出する中で事務局のほうから結局指摘がありまして、給水収益は6.4億円ですねけども、これが、通常、企業債残高が約4倍から5倍が通常の経営という形の指摘がありましたので、その中で料金も10億円を下回らない条件やったんですけども、条件も上限設定の中で資金ショートしない形と、それから料金回収率100%を下回らないという条件に変わりましたので、それに基づきまして、さっきのシミュレーションの料金、資金ショートしない。それから、5億円の一定という形で変更させていただきまして、シミュレーションといたしましては、供給単価につきましては217円。それから、給水原価につきましては199円。給水収益につきましては、5回の値上げに伴いまして、最終的には8.8億円になって、収入が1.4倍増えます。ほんで給水収益に対しまして企業債残高が約4倍から5倍の範囲で、これが通常の経営でということの指摘がありましたので、ということでこのシミュレーションに変更させていただいた経緯となっております。

以上でございます。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 意見ですけど、私は葛城市が本当に単独でこれまでどおり経営しようとするれば、こんな計画は私は立てないと思いますよ。というのは市民の方のやっぱり水というのは、毎日の生活のために使うし、いろんな所得の方がおられるわけで、今の若い人だって、もうお風呂入らずにシャワーで済ませるといっても増えるわけですよ。だから、市民の顔を見ながら設

定していくと。そうすれば無理な投資計画なんか絶対立てられないわけですから。始末するところは始末し、重要度に応じて更新していくというのが、どこの市町村もそうなると思いますよ。ところが、これ私こうね、確かに県に言われて、もう一律にばあっと、毎年5億円5億円、その起債残高どんどん増えようが5億円でいくと。こんなん突っ走ったら利息はどんどん上がってパンクすると。誰が見ても分かるようなのをつくって、だから一体化みたいな感じがするんです。これはもうちょっと見ないと分からないですよ。県のほうの資料、県のほうの実際の経営がどうかということも、また、ちょっとこれ後で聞きますけれども、今回県のほうの一体化についてのグラフのデータも出ていますから、これについても聞きますけれども、そのことだけちょっと一言、言っておきます。

以上です。

西井委員長 岡本委員。

岡本委員 ちょっと教えてほしいねんけども、10ページの関係とその参考資料①の一番最後、葛城市と奈良市を比較してもうているわけやんな。ちょっと単純な質問して悪いんやけど、令和元年度の供給単価127円となっておるわけやけど、これは、平均の単価を書いてあるという解釈でいいわけか。ということは今、個人の家はトン当たり118円か120円かそれぐらいやろ。企業は最高260円やんか。その計算でいったら平均してあるとこういう解釈でいいわけか。その127円というのは。だから、その企業の計算は非常に難しいと思うねん。ほな個人の場合は、例えば今1万戸ありますよ。年間何ぼほど増えていって、例えば1万5,000戸ぐらいありますよ。極端に言うたらな。ほんだら企業が例えば260円で使ってくれてはる企業が何社あります。現行は分かるやん。将来的にはなかなか難しいと思うねんな。

今これ聞いていたら、私もちょっとこんな委員会、数入っていないのでよう分からんかったけども、要はこれ平均127円で行って令和30年度まで行ったら217円になんねんと。私もちょっと理解でけへんかって今聞いたら、統一化せんと自分でやったら、まあ言うたら最終令和30年度で217円になりまんねんとこういう計算やな。

今、谷原委員がいろいろ言うてはるように、例えばこの県の統一化の話が出てこんかったとしたときに、本当に今これでいってこの金額になるんかいと。やっぱり計算しにくいのは分かるけども、ちょっとこれ見とったら、どうも統一に持っていくような計算式になってあるのと違うんかなと。細かいところは別にしてね。そうしないと30年先我々いないけどもやな、実際にこのまま行ったら、そんなもん安い水道料金やなんて全然言えないようになってしまうわけやんか。もう県水もほとんど変わらん。県水235円やろ。ほんで217円、そら金額はちょっと違うけども、そんなぐらいの単価にならんと思うのよ。

いつまでも山麓地域に迷惑をかけて、水を供給してもらえる。これが絶対続きますと。そら保障はできへんと思うねんな。だからよほどの災害とかならん限りは、ある程度協力してもらえるのやったら水脈はあるやろうと。私はそう思うわけやんな。そうやってきたときに、例えば今みたいに、不足するやつ県水送ってほしいねんということで、いやもう一切言えんようになりまんねんと。一応自分で行くんなら、県水は一切使えませんと。一体化になったら、自己水も何も要りませんねんと。全部県水で賄っていきますとこういうことやんか。

もし、これでうちはちょっと覚書にもよう参加しませんねんと。仮に表明したときに、例えば令和7年の協定までにそのままずっといきまんねんと。例えば、10年後に原水足らんようになりました。何とかしてもらえませんかというたら、100%あかんのかどうか、今もさっきの市長の話じゃないけど、空想の話したかて答えられへんと思うけども、その辺もよう考えながら、これをやっていかんと。やっぱりこう、昔から大淀町と、まあ言うたら葛城市、元の新庄町、當麻町やな、それで県下見たかて、1位、2位を争ってきたわけやん。安いことで。それは何やということ、やっぱり自己水が大半70%、75%自己水で行っているおかげで、こんだけ低い単価でできてある。よそは悲しいかな、自己水がほとんどないに等しいわけやん。そやから今でも県水100%というようなところになってきたら、もう今でも240円ぐらいのトン当たりの金払ってはるわけ。樫原市とか何かとか。

そんなときにほんまにこれ、今いろんな計算してもろて、わしみたいな質問したら難しいか分からんけども、ほんまにこの計算どおりに行くんかなと。このまま行ってしもたらほんまにえらいことになるなと俺も思っているねんけどな。過去からずっと前のことを言ってもあかん、過去からずっと来たら、こんな極端にはならんやろうとは思はんやけども、その辺、難しいところやと思うで。一応計算上、机の上で計算したらこうなりまんねんというのと、わしみたいに現実の話を持ってきたら、それはちょっと計算しにくいと思うけども、その辺、課長なら課長、よう知っているのやさかいに、自分の個人的な勘定でもええけども、極端に言うたらやで、いやいやもういろんな話するけども、もう県水一本になっていかないとあきまへんねんということに結論なっているのか。いやいやもうちょっと考える方法もありますねんとかやな。そこらのざっくりの話、細かいことは別にして、その辺どういう考えで。質問難しい。そんなんお前みたいなこと言うたら、わかるかいというものかもわからへんな。

西井委員長 それ言えと言うたら、最初の市長が答弁せえへんのに、そんなん言われへんやん。

部長。

井邑上下水道部長 失礼いたします。上下水道部、井邑でございます。ただいまの岡本委員のご質問に対して答えられる部分について、お答えさせていただきたいと思いますが、現在、10ページのシミュレーションにつきましてのことについてです。資料4がそのベースとなる資料でございますが、確かにちょっと甘くならない方向で作成させていただいているのは事実ではございますが、このシミュレーションで県一に近い、県一に行くためのシミュレーションはしているわけではございませんので、若干辛めのシミュレーションとなっておりますことは確かではございます。

以上です。

西井委員長 よろしいですか、岡本委員。

ほな、増田委員。

増田委員 前回も私、この覚書に対してといたしますか、この県域に対して、異議ありとこういうふうな発言をさせていただいております。平成30年度作成されました水道事業ビジョン。ここにタイトルにどない書いてあるかというたら、「100年先も続く葛城市の水道のために」と、私、非常に、当時ですよ、当時から、これを見てから水の大切さ、それから先人のご苦労なさつ

たもの、これは大切にせんなあかんなあど。地域の資源であり、ここに4ページのところに、「現在の自己水源や水道施設は先人の業績であり、市民の貴重な財産と考えられます。」ということ明記されています。

県域に参加するということは、この市民の貴重な財産をどうするかって言ったら、川へもう流してしまって、吉野から給水される水を市民の方に供給するように変わるんだよと。こういうことになるんです。一番私がこだわっているのはね。先ほど岡本委員もおっしゃってましたように、非常に古くからといいますか、それこそ2000年前からこの山から流れてくる水は昔も今もそない変わることがないであろう。今後も恐らく100年や200年の間に水脈が途切れるようなことは天変地異がない限り、これは続くであろうと私はそういうふうに思います。

ないところが困っていて井戸掘って水湧いたと。枯れそうになっている。そういうふうなことでご苦労されているところと、若干、地形的にもう全然条件に違いがあるのかなど。この貴重な財産をこの機会に放棄するというようなことが、いかがなものかと。いやいや、そんなことないよと。それはともかく、これだけ老朽化した施設を今後維持管理していくために、従来、国のほうからも支援していただいていたけども、奈良県は県で統一化されているので、単独でやられているところには国の支援も県の支援もできませんよと言って、今後のそういう事業に対する支援がしてもらえなくなんねんという問題があるのかないのか。まず、1つ。

それから私、これ、シミュレーション見せてもうて、私なりの解釈させてもらって、間違っていたら言ってください。17億円、今、資金残高があるんだと。これだけの施設があって、これだけ老朽化していて、今後これだけの投資が必要やという費用をこの持っている金、それから供給実績から見た収益、これを換算して、ずーっと費用を使っていったら、30年たったら枯渇してしまうと。17億円あった金を全部使い切るとしたら、こういうシミュレーションで料金がだんだん上がってくるぐらいのシミュレーションで30年間は持ちこたえられますよと。自主的に継続的にまだやっていけるというふうに、私はプラスイメージです。30年間継続できる水道事業であると。ただし、値段はこの217円。県域に入るよりも安い設定でやっても、今の経営状態それから施設の老朽化を見ると、このようなシミュレーションができますよと。こういうふうに私この表の見方をしたんですけど、そうであればそうとっていただきたい。

戻りますけども、葛城市の恐らく多くの市民の皆さんは飲み慣れたといいますか、育み育てていただいた水をやっぱり将来的にも飲み続けたいと。少々高くなっても、県水よりも若干高くなっても、やっぱり地元の水を供給していただくということを望まれている方が多いかなと私はそういうふうに思います。

ちょっと質問して、答え、できる範囲内で答えていただいたらと思います。私の考え方はそういう考え方でございます。

西井委員長 福森課長。

福森水道課長 上下水道部水道課、福森です。ただいまの増田委員のご質問にお答えさせていただきます。

ます。単独の場合の国の支援につきましてですねけれども、ご存じのように、去年と今年で耐震性貯水槽を建設させていただいていますけれども、これに関しまして去年、一昨年、国の支援ということで補助金の採択要件として資本単価が90円以上であれば、厚生労働省の補助金を受けられるという話であったんですけど、葛城市が現在のところ経営状態がいいということで資本単価がもう60円台という形なので、60円台ということでほかの要するに耐震管の布設替工事とか、厚生労働省に係る補助金につきましては、なかなか補助金が見つからない状態である。今回の耐震性貯水槽につきましては、消防施設という形で補助メニューがありましたので、補助金ということで補助基準額をさせていただいたので、現状、単独で行った場合に経営が悪くなれば、その資本単価が90円を上回った場合には、国からの補助金ということで、補助メニュー、ちょっと今手元にございませんですけども、受けられるようにはなっていますけど、現在このままの推移でいった場合には、国からの補助金はほとんど受けられない状態になっております。

資金残高につきましては、平成26年度から毎年4,000万円から約1億円ぐらい下がってきてまして、平成26年度で22億円、資金ありましたのですねけれども、平成30年度で約17億円ということで、今後も工事するたびに資金のほうは単独で行った場合でも減っていくということになって、企業債とか新たに借りないと減っていくことになっていくと思います。

増田委員 違うよ。逆算しているんでしょ。これだけあるからこれだけもつという計算をしているんやろ。

西井委員長 水道部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。この資料4のシミュレーションにつきましては、先ほどもご説明いたしました。まず、水道料金を幾らにするという決定するに当たりましては給水原価をまず算出する必要があるということをご説明いたしました。その上で、5年間先の給水原価を下回らない金額を水道料金として設定させていただいております。5年先の給水原価を下回らない金額で設定したとしても、なお5年後の年度に資金ショートを起こす場合にはその資金ショートを起こさないところまで、水道料金を引き上げるという資料でございます。その積み重ねをずっとやっていった結果、令和30年度では477万8,000円という資金が残りますということです。この、令和30年度でとんとんにするという意味合いでのシミュレーションは行ってはおらないところです。

西井委員長 増田委員。

増田委員 たまたまゼロに近い数字に、令和30年度、30年後にはなると。こういうことです。いずれにしても、私のこの令和30年度までのシミュレーションの見方は、令和30年度までこの事業が継続できる可能性の証拠資料やとこういうふうに理解しています。

しかしながら、県域水道一体化に参加をしなければならない理由が、これ以上のものがここにもあそこにも出てきた場合には、私としては、それは必要不可欠なことかなとは思いますが、なかなか見えても、今、県域水道一体化に参加をしなければならない、葛城市がここで一緒になって事業に参加しなければならない理由が見つからないということ。これも私の思いだけですので、お伝えをさせていただいております。

西井委員長 ほかにございませんでしょうか。

西川議長。

西川議長 もう長い時間これ議論してもうているんやけども、まず、市長にお聞きしたいのは、これサミットに出ている、何回か出ている、大和郡山市は今のところ、覚書の締結、覚書の締結ですよ。それにも参加せえへん。奈良市の場合もちょっと迷ってはったところがあって、そやけれども、市長としては覚書の締結には参加するようなことを新聞紙上では読みましたわ。

それで、要は先ほどからずっと皆、市長は議員の考え方をいろいろ聞いてというふうにおっしゃっているんやけども、ここで、部長が図らずもこれ辛めというのはどういうことなんかよう分からんけれども、単独でやった場合のこれをずっとシミュレーションした。そうすると、谷原委員もおっしゃったように、これはそんな意図はないにしたって、これ参加せん、そういうふうな料金単価に令和30年度にはなりませというふうなシミュレーションを意図的にやっているのかというような意味合いの、参加せんかったら現状ではこういうふうになってしまいます。こういうふうなこのシミュレーションなんかと。こういうふうな意見まで、そういう捉え方としては言ってはるけれども、実際のところ、議員も、市長は議員の委員の意見を聞いてということだけれども、実際本当にこのシミュレーションどおりになるのかどうかというのは、大変重い話ですよ、これ。こういうふうなことになるというのやったら。このシミュレーションは、大変資料としては重い資料です。

それで市長いわくは、まあ言わば覚書を締結というか、覚書の締結の（案）の中にこれ第6条の3項にまあ言えば、このセグメント会計でやるにしても何にしてもこのところに入って、いろんなどいうことになるのかというふうな話をしようとしたら、やっぱりこの覚書の締結の（案）、この覚書の締結をせんことには、実際のこういうセグメント、ここに書いてあるセグメント会計とは企業団の経営方針、企業団で独立した会計区分を設けと、独立的に運用できるというけども、企業団の経営方針に基づき、それで独立的に運用する。会計区分の中で独立的に運用することができると、こう漠然と書いてあるねんけども、それがどういうふうな、葛城市としてどういうふうな意見をどう主張し、やっぴいこうとしたって、この関係団体という中に入っていなかったら、どういう方針になるのかが分からんということです。

そやから、そのことについては、実際、この現状の単独で運営したらこうなるというこのシミュレーションをある程度正確なものとして受け取ったときに、そうすると、今でいう企業団のこういう一体化に参加していったときには、このセグメント会計も含めて、この料金が現状の単独で運営するよりも、まあ言えば、それはどこまで行くのか知らんけれども、料金が葛城市はセグメントをどこまで認めていってどこまでやんのかは、令和30年度でもうそっちに追いついていってしまうのかどうか知らんけれども、ずっと低く押さえられるねんと言うのか、そこらがちょっとよう僕分からんのやけれども。

その関係団体という中で、先ほど言っているように、このサミットに参加をしてはって、僕ら参加していないわけやから、参加してはって、市長は、大和郡山市だって28億円、これはもう自分らが節約して儲けたやつを一般会計に移して何が悪いねやと、こういうあれで移

しはったと。それで、今、新聞紙上でも、いやいや、その話は、情報がやっぱり聞きたいんやというような市長の意向もあるのかわからへん。ただ市議会やそういうふうなところ、奈良市も一緒に、市議会もそれをこれに一体化に参加していいかどうか、そこのところは議会でも分かれるところやけども、奈良市としてはこの覚書のところに参加して、何でやというたら、奈良市は自分らが主導的な立場に奈良市は入って、この水道の運営そのものは奈良県やったことないから、この水道運営みたいな奈良県はやったことないわけやから、奈良市が主導的にやろうとしようとしたときに、やっぱりここへ入っていくんやという結論やと思うねんけども。

委員長、来月ですやろ、これ覚書。これ来月にやるわけやから。こういうふうなことは、やっぱり今いろんな意見の中で一番やっぱりそういうサミットにも参加して分かっているんやから、情報とか、いや入らへんのやったらもう入らへんで、もっとやっぱりやらなあかんけれども、これをほな、ほとんど今のところ覚書に入らへんねんと言っているのは大和郡山市だけですねやろ。俺はよう分からんから、ほかはどう考えてはるのかも、ちょっと様子が分からんわけや。サミットのほかの市町村が。

そやから、ある程度市長も議会のほうに、議会のこの委員会の考え方を重きに置いて一回聞いてというふうな、議会のほうに対しての配慮をいただいているけれども、そやけれども、決断するのは、やっぱり参加するかどうかというのを、やっぱりそのところで決断をどこかしてもらわなあかんわけやから。

これ委員長、来月に入ると言うわけやさかいに、一回、委員会開いてもろて、今度はやっぱりどういうふうなことを考えてはるのんかということは聞かんと、今はいいですよ。今もういろいろ議会に委員会に市長は配慮してくれてはんのやったら、委員の意見だけ聞こうという、ちゃんと聞こうと言わはんのやったら、今はいいけれども、やっぱり、しっかりとせんと、この委員会そのものに対して市長の考え方も何にも聞かんと、覚書ぼんと締結というわけにもいかへんと思うので。ちょっとそこらの委員長、配慮と市長の考えの、どういう考え方をされるのかだけは、今日と違ってもいいけれども、しっかりとお考えをお聞きしたいというふうに思いますので、よろしく。

西井委員長 私からも、その方向性を出されたときに考え方を決定されたら、当委員会に、やはり委員各位に、市長、また市長の思いも含めて報告を願いたいと思っておりますので、それが決定した時点でどうかよろしく、まず連絡お願いします。

ほかにはよろしいでしょうか。

谷原委員。

谷原委員 資料についてお伺いします。統合のシミュレーションについてなんですけれども、統合シミュレーションのところ、資料4の追加資料で出てきたところなんですけれども、ここで建設改良費のところ、資本的収支の資本的支出、下のほうなんですけれども、(1)建設改良費のところ赤字で書いてあります。これが、国からの広域化に伴う様々な補助金等であろうかと思うんですけれども、違うかったら違うかったで結構です。赤字で結構、交付金というふうな形で書いてあるんですけど、ここをちょっとどういうふうなことになっているのか説明し

てください。つまり、これも黒字の建設改良費の中に含まれているのか、全く別枠でこれはこういう形で載っているものなのか、これちょっとお聞かせください。

関連してですけれども、この追加資料ですけど、4の、これは要はそれぞれの浄水場を廃止して行って、県で統合したときのものだと思うんですが、建設改良費の大体の内訳というのはもう、これでは分からないんですけど、それは例えば施設、これだったら多分県の施設だったらもう、御所浄水場とか、桜井の浄水場とかそこまでの導水管とか、そういう部分と、それからあと市町村の管路、配水管、これが葛城市の単独シミュレーションやったら分けて書いてあるんです。施設それから管路、これがもうごっちゃになっているんです、もう。要は建設改良費となって、あとは多分広域化に伴う交付金について赤字で書いてあるので、その内訳が分かったら、ちょっと教えていただきたいんです。

というのは私が一番思っているのは管路なんです。管路の更新にかなり設備投資が要ると。葛城市はいろいろと資料見てみますと、公営企業年鑑などで見てみますと、比較的、更新年数はあまりたっていないくて、更新年限を超えているのは7%か8%だったと思います。奈良市なんかはもう33%ぐらい、もう老朽化していると。奈良市なんかすごい広いですから。だから要はそういうところが、どういうふうな計算になっているのかということを知りたいんです。それが分かれば教えてください。これが2つ目です。

ほんで3つ目です。先ほど辛め、辛めということが出てきたんですが、供給単価、給水原価のところですけども、これは葛城市の単独シミュレーションの給水原価が、平成28年度ですかね、最初の平成28年度が、資料4の103円となっているんです。平成28年度一番最初、これ、葛城市の水道会計の決算では98円ちょっとなんです。僕今決算書を持っているからもう間違いないと思いますけど、98円ちょっとで、何で違うかなと思ったら、計算が違うんです。計算の仕方が。だから辛めに出ているなど。高めに出ているなど。だから、どっちが正しいのかということなんです。この給水原価の出し方は、この水道サミットに出すための単独シミュレーションの設定条件、ここに書いてある。決算書にも書いてあるんですけど、違いがあって、なぜ基本的なところで計算式が違うのかなと、どっちが正しいのかなと。議会に出した決算書で認めているわけですから、そちらの計算式のほうが正しいのかなと思うんですが、そうするともっと、供給単価そのものも下がってきますので、なぜそんなことになっているのかというのをちょっと。何で県はこんな計算式を使っているのか。葛城市の使っているのと、ちょっと違うので、そこをちょっと確かめておきたいんです。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。まず、1つ目の質問についてお答えさせていただきます。サミット資料の18ページをごらんいただけますでしょうか。それと、資料4追加資料、県全域の財政シミュレーションになりますところの右側の数字をちょっと注視していただきたいと思います。

まず、サミット18ページの効果額のまとめという、まず左欄、投資削減額241億円とありますのが、この追加資料におきます右側に①と書いた240億8,500万円。この数字が該当します。その下の三角50億円と申しますのが、同じくこの追加資料の②黄色を両方足した金額が

ざっと50億円になると。それと、次の送配水施設の最適化におきまして、投資削減額190億円となっておりますのが、この追加資料による③の合計額がざっと189億円程度になるというところがリンクしております。施設共同化事業費マイナス91億円とありますのが、追加資料により④の数字でございます。右に移りまして交付金の活用につきましては、この上の198億円と申しますのが、数字はついておりませんが、その右欄をずっと上がっていただきますと交付金という欄がございます。この金額とリンクしておりまして、2番の運営基盤強化等事業交付金につきましても、同じところの1行下の部分198億円が該当しておるといふところなんです。

それとこの追加資料におきましての資本的支出におけます建設改良費の読み方なんですけれども、まず、(1)建設改良費で、黒字で記されております部分が、下の全ての数字を合算いたしました数字となります。ほんで、赤で記されております単独SIM建設改良費という行につきましては、各市町村から上がってきたシミュレーションを合算した数字となっております。その下、うち交付金対象というところが上がってきた建設費の中でも交付金対象となる金額をうち書きさせていただいているものでございます。

以上です。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 漏れ落ちがございました。それと、給水原価についてのご指摘でございます。結論として正しいのは決算書のほうでございますが、この差異につきましては、ちょっと確認させていただく必要があるかと思っておりますので、後刻お知らせしたいと思っております。よろしくお願ひします。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 ちょっともう重ねて質問するんですけど、この赤字のところはだから、建設改良費の黒字の中には当然含まれていないということになるわけですね。要は単独シミュレーションのところの赤字のところは黒字になっていますけれども、ここと黒字のところだけということですかね。含まれていると。つまり、建設改良費の中に、交付金等の金額も含まれていると考えていいわけですね。赤字のところも含まれているというふうに考えていいわけですね。

とすれば、赤字のところは要は広域化するための費用ということになりますよね。ということは、残りのところで、要はこの統合した場合、施設という大規模施設は、緑ヶ丘浄水場、桜井浄水場、それから御所浄水場、3か所になるし、そこまでの原水を運ぶ導水管、かなり引っ張ってこないとあかんと思いますよ。遠くから御所まで吉野から引っ張ってくるわけですから。そういうふうなところ、そういういわゆる施設。それについての多分改良費も、修繕費とか更新費も出てくるんだらうと思います。ダムも持っていますしね。そんなところはちゃんと入っているのかなと。入って計算されているのかなと思うわけですよ。だから広域化のためのお金、交付金については、赤字で書いてあるからこれはいいんです。施設をつぶすお金とか、新たに送水管つけなあかんとか、そのための交付金としてあるわけですから、基盤強化として。だけど、先ほど私が言いましたのは、施設、管路といったときに、施設として統合したところが持つ3つの大きな浄水場及びそこに含む導水管あるいはダム。そこら

辺の費用もちゃんとここへ入っての計算書になっているのかどうかということなんです。

私がなぜそんなところにこだわるかというたら、この資料が本当に意図的につくられたのと違うかという気がどうしてもぬぐえないからなんですよ。というのは、奈良市は下から3番目に安い。奈良市は下から3番目に安いんですよ、水道料金が。そこに全ての28の市町村、合わそうと。葛城市と大淀町はもう除かれましたけどね。ほんだら、あとはみんな水道料金が下がるわけです。ザーッと。ほんで、奈良市がそこから25%上がっていくということで奈良市は怒っているわけです。自分ところが上がったところで、よその高い水道料金を面倒見ることになると違うかということで、議員が言うてはるわけですよ。広域消防その理由で奈良市が抜けたわけですよ。広域消防で一番大きい母体が。ほかの市町村まで何で面倒見なあかんねんというところで、広域消防抜けているわけやから。今回だって奈良市に合わせたんだけど、ほかはみんな大喜びするんですよ。だから、こんな水道料金が25%で済むのかなというのがあるのですね。だからこの資料で建設改良費がどこまで見込まれているのかというので、ちょっと具体的に出していただいたら、それ以上調べようがないので、大体この費用で見積もられていますということを教えていただけたらと思います。これまあ最後ですけど。

西井委員長 部長。

井邑上下水道部長 上下水道部、井邑です。もちろんシミュレーションですので、概算の金額で計上しているのはもちろんですけども、建設改良費におきましては、全ての建設改良費に要する費用を計上した上で、一体化に伴って不要となる費用を削減した金額が結果的にこちらに現れます（1）建設改良費というところの数字でございます。

以上です。

西井委員長 谷原委員。

谷原委員 最後になりますけども、このところはもう一回ちょっと分かれば、今の段階ではなかなか手元に資料がないとは思いますが、ちょっと問合せしていただくなりして、この建設改良費がどうかということはお聞きしていただきたいんです。というのも、これ建設改良費というのが一番多額な投資を必要とするところです。だから多額に起債をするところです。それで借金せなあかん。それが経費を圧迫するということになりますので。これについては、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。もう結構ですけど、尋ねておいていただけたらと思います。

西井委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

西井委員長 質疑がもう今のところないということで、まだいろいろあると思いますけど、まだ分かりにくいところと、また資料もあまり細かいから、そこからちょっと見えにくいというのがありますので、こちらのほうも各委員方も細かい資料についてはいろんな方法でちょっと検討してもらって、1月中先ほどもう議長おっしゃったように、市当局のほうからおおむね方向性が出たときには、再度思いを聞かせてもらった中で、まだまだ真剣な討論をしてもらいたいと思っておりますので、そのときにはまた。

それで辛口な資料のシミュレーションやという話もあったから、どの辺がどう辛口やったんか、シミュレーションというのはなかなか難しいねんけれども、やっぱり方向性を決める中でシミュレーションで絵を描くことも可能やということも我々は考えますので、ちょっとその辺もうちょっと精査してもらって、説明してもらいたいと思っております。

本日は、会議をこの程度にさせてもらいたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

西川議長 次、市長に今度は思いというより、考え方を聞いてください。

西井委員長 考え方を言うてくれということで、それが出てきたらするという。その辺、担当部長も含めて、その辺市長の覚書に対して考え方が出てきたら、事務局なり私に言うてもらって、日程を見た中で委員会を開かせてもらいますということで、よろしく願います。

それでは、調査案件（１）水道事業に関する事項については、以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。委員外議員がおられないということで。

市民全体に関わる問題ということで、水道の一体化というのは大変理事者も我々議員もなかなか判断に、まだまだ難しい状況ではございます。また次の機会までに、理事者側もって検討してもらって、方向性もまたきちっとした方向性を出してもらって、また慎重なる審議をした中で進めてまいりたい。また水道に関しては、料金は確かに上がる、下がるということも大変問題ですけど、一番は生活に必要な水というのは安定供給もやってもらわねばならない。どれがどうかということを損得ばかりではない点もあると思っておりますが、なかなか我々もその辺を考えたら難しい判断で、市長がそれに対して難しい判断の中で、議員の意見をまず、聞きたいとおっしゃったと思っております。

ほな、そういうことで次の委員会では、方向性も含めて何なりの中でいろんな意見を、闊達な議論をしてもらって、市民のために重要な水道がどのような方向に進めるかということも検討してもらおう中で市民のためになるように努力したいと思っておりますので、どうか皆さん方ご協力よろしく願いたしまして、本日の会議の閉会の挨拶にさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、これをもって県域水道一体化調査特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後４時０７分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

県域水道一体化調査特別委員会委員長

西井 覚